

## 資料3

提案書及び見本作品作成要領

## 【資料3】

### 令和8年度テレビ広報等推進事業業務委託に係る提案書及び見本作品 作成要領

この要領は、令和8年度テレビ広報等推進事業業務委託に係る企画提案競技実施要領の4の（7）のアの（ア）企画提案書及び（イ）見本作品について定めるものである。

#### 1 目的

県政テレビ広報番組、Y o u T u b e用動画、Y o u T u b e用ショート動画及びY o u T u b e広告等業務を実施するための専門的な知識や能力を審査し、受託候補者を選定するため、提案書と見本作品を作成する。

#### 2 企画提案書の仕様

##### （1）県政テレビ広報番組

番組名称と1回当たりの開始から終了までの企画案（テーマの切り口等）を提示すること。

（ア）別添【資料2】令和8年度テレビ広報等推進事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のⅡの1の県政テレビ広報番組の構成に沿ったものとする。

（イ）仕様書のⅡの1の②本編（2分30秒程度）のテーマは、「S D G sの推進について（あきたS D G s推進事業）」（あきた未来戦略課）とする。

（ウ）企画案（テーマの切り口）については、県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載されている情報を参考するとともに、必要に応じて担当課に取材を行うなどして作成すること。

（エ）タイトルを提案する場合は、上記番組制作を想定して提示すること。

（オ）「お知らせコーナー」の内容は指定しないので、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」等のお知らせを参考に提示すること。

（カ）番組宣伝CMの企画案を併せて提示すること。

（キ）県政テレビ広報番組の視聴率を上げる独自企画があれば、提案して構わない。

##### （2）Y o u T u b e用動画（見本作品を作成すること。）

Y o u T u b e用動画の1回当たりの開始から終了までの企画案（テーマの切り口、動画の尺等）を提示すること。

##### （3）Y o u T u b e用ショート動画

Y o u T u b e用ショート動画の1回当たりの開始から終了までの企画案（テーマの切り口、動画の尺等）を提示すること。

##### （4）Y o u T u b e広告を含むS N S広告

ターゲットに効果的な手法と広告案を提案すること。

（ア）広告案は2の（2）で制作した見本作品を使用し、提示しても構わない。

- (イ) 広告の種類や広告効果を明確にすること。
- (ウ) 広告表示回数の目標値は、年間3,500,000回以上とする。
- (エ) 動画総視聴回数の目標値を提示すること。
- (オ) (ウ) (エ) の目標を達成するような出稿回数を提案すること。
- (カ) その他、仕様書のⅡの1により制作した県政テレビ広報番組、仕様書のⅡの2により制作したY o u T u b e用動画の視聴回数が伸びるような独自企画があれば、提案して構わない。

#### (5) 制作体制に関すること

制作体制に係る体系図を作成すること。制作管理部門と制作部門との関係性を明らかにした上で、県（広報広聴課）との連絡担当者を明示すること。

#### (6) その他

企画提案書の用紙はA4タテ・左綴じで作成すること。

### 3 見本作品の仕様

Y o u T u b e用動画の見本作品を作成し、DVDで1部提出すること。

- (ア) 提出は1案とし、未発表の作品に限る。
- (イ) 見本作品は仕様書のⅡの2のY o u T u b e用動画に沿ったものとする。
- (ウ) 見本作品のテーマは県政テレビ広報番組のテーマと同様に「SDGsの推進について（あきたSDGs推進事業）」とするが、Y o u T u b e視聴者に響くよう、県政テレビ広報番組とは異なった切り口で、制作すること。
- (エ) 見本作品内で音楽を使用する場合は、実際の動画で使用する曲以外のものでも構わないが、参加者の責任で用意すること。

### 4 その他

#### (1) 見本作品の作成に係る費用の負担

見本作品の作成に係る費用として、参加者の請求に基づき、1者当たり10,000円を支払う。なお、その支払手続は、別途行う。

#### (2) 遵守事項

見本作品の制作に当たり、著作権等の法令又は公正な企画提案競技の確保等について、参加者が遵守すべき事項は、令和8年度テレビ広報等推進事業業務委託に係る企画提案競技実施要領に準じる。